

平成 30 年分 給与所得者の配偶者控除等申告書入力留意事項一覧

1.1 版

国税庁

目次

I	はじめに	1
II	申告についてのご注意	1
III	ご利用に当たっての留意事項	2
1	動作環境	2
2	入力用ファイルの利用に関して	2
3	入力	3
4	印刷	3
5	問合せ	3
IV	入力手順について	4
V	入力について	5
1	基本項目	5
2	あなたの本年中の合計所得金額の見積額	6
3	配偶者	7
4	合計所得金額の見積額の計算表	9
5	控除額の計算	11
6	備考	12
VI	所得の区分	13
1	給与所得	13
2	事業所得	13
3	雑所得	13
4	配当所得	14
5	不動産所得	14
6	退職所得	15
7	1 から 6 以外の所得	15

I はじめに

本書では、平成30年分給与所得者の配偶者控除等申告書入力用ファイル（以下「入力用ファイル」といいます。）へ入力する際の留意事項について記載しております。

II 申告についてのご注意

- 1 平成30年分給与所得者の配偶者控除等申告書（以下「申告書」といいます。）は、年末調整において配偶者控除又は配偶者特別控除を受けようとする場合に、平成30年の最後に給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者（2以上の給与の支払者から給与の支払を受ける場合には、主たる給与の支払者（給与所得者の扶養控除等申告書を提出した給与の支払者））に提出してください。
- 2 あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が1,220万円）を超える場合又はあなたの配偶者の合計所得金額の見積額が123万円（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が2,015,999円）を超える場合には、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。
- 3 非居住者^(注1)である配偶者に係る配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「非居住者である配偶者」欄に○印を付け、「生計を一にする事実」欄に本年中にその配偶者に送金等をした金額の合計額を入力するとともに、その配偶者に係る「親族関係書類」^(注2)及び「送金関係書類」^(注3)をこの申告書に添付してください（その配偶者に係る「親族関係書類」を給与所得者の扶養控除等申告書に添付し給与の支払者に提出している場合には、この申告書に「親族関係書類」を添付する必要はありません。）。

なお、「親族関係書類」又は「送金関係書類」が外国語により作成されている場合には、訳文も添付する必要があります。

- (注) 1 「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に住所を有しない個人をいいます。
- 2 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの配偶者であることを証するものをいいます。
- ① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその配偶者の旅券（パスポート）の写し
 - ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（その配偶者の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限りです。）
- 3 「送金関係書類」とは、次の書類でああなたがその非居住者である配偶者の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。
- ① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりあなたからその配偶者に支払をしたことを明らかにする書類
 - ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその配偶者が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額をあなたから受領したことを明らかにする書類

Ⅲ ご利用に当たっての留意事項

1 動作環境

入力用ファイルは「Excel ブック（拡張子「.xlsx」）」のデータです。ご利用には Microsoft Office Excel がインストールされた Windows パソコンが必要です。

なお、国税庁においては、次のオペレーティングシステム（以下「OS」といいます。）と表計算ソフトにて動作確認をしています。

(1) OS

- ・ Microsoft Windows 7
- ・ Microsoft Windows 8.1
- ・ Microsoft Windows 10

(2) 表計算ソフト

- ・ Microsoft Office Excel 2010
- ・ Microsoft Office Excel 2013
- ・ Microsoft Office Excel 2016

上記以外のOS、表計算ソフトでの動作を保証するものではありませんのでご注意ください。

2 入力用ファイルの利用に関して

- ・ 背景色が薄い桃色のセルが入力欄です。
- ・ 入力用ファイルには保護をかけているため、入力欄以外の保護されているセルへの利用者による入力や数式等の変更は行えません。また、入力規則を設定している入力欄については、入力条件に従って入力してください。

なお、申告書の下端に設けております「備考」欄は利用者側で社員番号等を入力する等、ご自由に入力していただけます。

- ・ ファイル名は変更できますが、ファイルの種類（拡張子「.xlsx」）は変更しないでください。

特に、ファイルの種類を「Excel 97-2003 形式（拡張子「.xls」）」に変更しないでください（同じ Excel ファイルでも種類が異なると入力用ファイルが正常に動作しない可能性があります。）。

- ・ 入力用ファイルはマクロを使用しておりません。

3 入力

ダウンロードした入力用ファイルを開き、必要項目を入力します。その際、「このファイルはインターネット上の場所から取得されており、安全でない可能性があります。」等の注意文が表示される場合があります。この場合には「編集を有効にする」を選択すると、入力用ファイルを正常に動作させることができます。

なお、セル入力後のカーソル移動についてはオプションの設定に依存するため、設定を変更する場合は、ファイル>オプション>詳細設定「編集設定」にて設定を変更してください。

4 印刷

入力用ファイルはA4サイズで作成していますので、入力用ファイルを印刷する場合にはA4サイズで出力可能なプリンタが必要です。

なお、ご利用環境によっては、印刷結果にずれ等が生じる場合があります。この場合には、プリンタやコンピュータのマニュアルで印刷設定をご確認ください。

5 問合せ

配偶者控除・配偶者特別控除に関する各種情報は次の国税庁 Web サイト内「タックスアンサー（よくある税の質問）」に掲載されています。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/shoto301.htm>

なお、国税に関するご相談は、国税局電話相談センター等で行っていますので、次の国税庁 Web サイト内「税についての相談窓口」をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shirabekata/9200.htm>

IV 入力手順について

入力は次の①から④の順序で行ってください。

平成30年分 給与所得者の配偶者控除等由生書

①

所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	
	給与の支払者の法人番号		
税務署長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所	印

配

◎ 台計所得金額の見積額の計算に当たっては、下表「台計所得金額の見積額の計算表」をご利用ください。

あなたの本年中の台計所得金額の目安額

円 判定 300万円以下 (A) 300万円超350万円以下 (B) 350万円超1,000万円以下 (C) 区分 I

②

(フリガナ) 氏名	個人番号	生年月日	配偶者の本年中の台計所得金額の見積額
	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	年 月 日	円
配偶者			10万円以下かつ年齢70歳以上(第1.1.1号特例)
			10万円以下かつ年齢70歳未満
			10万円超35万円以下
			35万円超120万円以下
			区分 II

③

台計所得金額の見積額の計算表	区分 I			
	所得の種類	収入金額等③	必要控除等④	所得金額⑤(①-④)
あなたの台計所得金額				
① 給与所得				
② 事業所得				
③ 雑所得				
④ 配当所得				
⑤ 不動産所得				
⑥ 退職所得				
⑦ ①-⑥以外の所得				
(1)-(7)の合計額				

配偶者の台計所得金額の見積額の計算表	区分 II			
	所得の種類	収入金額等③	必要控除等④	所得金額⑤(①-④)
配偶者の台計所得金額				
① 給与所得				
② 事業所得				
③ 雑所得				
④ 配当所得				
⑤ 不動産所得				
⑥ 退職所得				
⑦ ①-⑥以外の所得				
(1)-(7)の合計額				

④

控除額の計算	区分 II											
	①	②	③	25万円超 30万円以下	30万円超 35万円以下	35万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 160万円以下	160万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	
区分 A	480,000円	360,000円	360,000円	360,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円	
区分 B	320,000円	250,000円	250,000円	240,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円	
区分 I	160,000円	130,000円	130,000円	120,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円	
摘要	配偶者控除			配偶者特別控除								

配偶者控除の額	円
配偶者特別控除の額	円

V 入力について

1 基本項目

平成30年分 給与と所得者の配偶者控除等申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称（氏名）	(フリガナ) あなたの氏名	
	給与の支払者の法人番号	あなたの住所又は居所	印
税務署長	給与の支払者の所在地（住所）		

◎ 合計所得金額の見積額の計算に当たっては、下表「合計所得金額の見積額の計算表」をご利用ください。

あなたの本年中の合計所得金額の見積額	円	判定	<input type="checkbox"/> 300万円以下（A）	<input type="checkbox"/> 300万円超350万円以下（B）	<input type="checkbox"/> 350万円超1,000万円以下（C）	区分 I
--------------------	---	----	-------------------------------------	---	---	------

配偶者	氏名	個人番号	生年月日	配偶者の本年中の合計所得金額の見積額	判定			区分 II
					15万円以下かつ納税70歳以上(納税14歳未満)	15万円以下かつ納税70歳未満	15万円超35万円以下	

あなた の 合計 所得 金額 の見 積 額 の 計 算 表	所得の種類	収入金額等③	必要控除等④	所得金額⑤(③-④)	配偶者 の 合計 所得 金額 へ 見 積 額	所得の種類	収入金額等③	必要控除等④	所得金額⑤(③-④)
		円	円	円		円		円	円
	給与所得 (1)					給与所得 (1)			
	事業所得 (2)					事業所得 (2)			
	雑所得 (3)					雑所得 (3)			
	配当所得 (4)					配当所得 (4)			
	不動産所得 (5)					不動産所得 (5)			
	退職所得 (6)					退職所得 (6)			
	(1)~(6)以外の所得 (7)					(1)~(6)以外の所得 (7)			
	(1)~(7)の合計額					(1)~(7)の合計額			

控除額の計算	区分 II										配偶者控除の額	配偶者特別控除の額	
	①	②	③	35万円超 90万円以下	90万円超 95万円以下	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下			120万円超 125万円以下
区分 A	480,000円	380,000円	280,000円	300,000円	210,000円	280,000円	210,000円	180,000円	110,000円	80,000円	60,000円	40,000円	20,000円
区分 B	320,000円	260,000円	250,000円	240,000円	210,000円	160,000円	140,000円	110,000円	80,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円
区分 C	160,000円	130,000円	130,000円	120,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円	10,000円	10,000円

(1) 所轄税務署長

給与の支払者の所在地（住所）の所轄税務署名を入力します。

所轄税務署が不明な場合、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】にある「税務署を検索」で郵便番号等による検索ができますので、参照してください。

(2) 給与の支払者の法人番号

この欄には、申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号（13桁）を入力してください。給与の支払者が個人の場合、給与の支払者の個人番号（12桁）を入力する必要はありません。

(3) (フリガナ)


全角カタカナで記入してください。

2 あなたの本年中の合計所得金額の見積額

平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) (フリガナ) あなたの氏名

税務署長 給与の支払者の法人番号 給与の支払者の所在地(住所) あなたの住所又は居所



◎ あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円を超え配偶者又は配偶者の合計所得金額の見積額が12万円を超える場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けることができません。

◎ あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円を超え配偶者又は配偶者の合計所得金額の見積額が12万円を超える場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けることができません。

あなたの本年中の合計所得金額の見積額 円 判定 300万円以下 (A) 300万円超350万円以下 (B) 350万円超1,000万円以下 (C) 区分 I

配偶者	(フリガナ) 氏名	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	年 月 日				配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 円	区分 II
			1	2	3	4		
判 定								

あなた	所得の種類	収入金額等③ 円	必要経費等④ 円	所得金額⑤-⑥ 円	配偶者	所得の種類	収入金額等③ 円	必要経費等④ 円	所得金額⑤-⑥ 円
合計所得金額の見積額の計算書 (見積額)	給与所得 (1)				合計所得金額の見積額の計算書 (見積額)	給与所得 (1)			
	事業所得 (2)					事業所得 (2)			
	雑所得 (3)					雑所得 (3)			
	配当所得 (4)					配当所得 (4)			
	不動産所得 (5)					不動産所得 (5)			
	退職所得 (6)					退職所得 (6)			
	(1)-(6)以外の所得 (7)					(1)-(6)以外の所得 (7)			
(1)-(7)の合計額					(1)-(7)の合計額				

区分 I	区分 II										
	①	②	③	24万円超 29万円以下	29万円超 34万円以下	34万円超 39万円以下	39万円超 44万円以下	44万円超 49万円以下	49万円超 54万円以下	54万円超 59万円以下	
A	480,000円	380,000円	380,000円	360,000円	210,000円	280,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円
B	320,000円	220,000円	220,000円	240,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円
C	160,000円	120,000円	120,000円	120,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円
摘要	配偶者控除					配偶者特別控除					

配偶者控除の額	円
配偶者特別控除の額	円

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額、判定及び区分 I

「あなたの本年中の合計所得金額の見積額」、「判定」及び「区分 I」は、入力が進むと共に自動入力されます。そのため、これらの項目への入力は不要です。

3 配偶者

平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) (フリガナ) あなたの氏名

給与の支払者の法人番号 給与の支払者の所在地(住所) あなたの住所又は居所

配

配偶者の生年月中の合計所得金額の見積額

円 判定 300万円以下 (A) 300万円超350万円以下 (B) 350万円超1,000万円以下 (C)

※ あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円を超え配偶者又は配偶者の合計所得金額の見積額が120万円を超える場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けることができません。
 ※ 合計所得金額の見積額の計算に当たっては、下表「合計所得金額の計算表」をご利用ください。

配偶者 (フリガナ) 氏名	個人番号	生年月日				配偶者の生年月中の合計所得金額の見積額 (円)	区分
		年	月	日	Ⅱ		

あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合は、あなたと配偶者の住所又は居所をそれぞれ入力してください。

あなたと配偶者の合計所得金額の見積額の計算表	収入金額等③				所得金額④-⑦			
	給与所得 (1)	事業所得 (2)	雑所得 (3)	配当所得 (4)	給与所得 (1)	事業所得 (2)	雑所得 (3)	配当所得 (4)
あなたの合計所得金額 (見積額)								
配偶者の合計所得金額 (見積額)								
(1)-(4)の合計額								

控除額の計算	区分Ⅱ										
	①	②	③	24万円超 29万円以下	30万円超 34万円以下	35万円超 39万円以下	40万円超 44万円以下	45万円超 49万円以下	50万円超 54万円以下	55万円超 59万円以下	60万円超 64万円以下
区分Ⅰ A	480,000円	380,000円	360,000円	360,000円	210,000円	280,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円
区分Ⅰ B	320,000円	280,000円	260,000円	240,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円
区分Ⅰ C	160,000円	130,000円	120,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円	
摘要	配偶者控除			配偶者特別控除							

配偶者控除の額	円
配偶者特別控除の額	円

(1) (フリガナ)

全角カタカナで記入してください。

(2) 個人番号

配偶者の個人番号(12桁)を入力してください。

(注) 一定の要件の下、個人番号(12桁)の入力を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

(3) 生年月日

配偶者の生年月日を入力します。年、月、日はそれぞれドロップダウンリストで表示されますので選択してください。

なお、「2月31日」等存在しない日付を選択した場合、「区分Ⅱ」にエラーメッセージ「配偶者の生年月日を正しく入力してください。」が表示されます。

(4) 非居住者である配偶者

配偶者が非居住者である場合は、ドロップダウンリストから「○」を選択してください。

なお、「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に住所を有しない個人をいいます。

配偶者が非居住者である場合は、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の添付が

必要となりますので、詳細につきましては「Ⅱ 申告についてのご注意」3 (P 1) をご確認ください。

(5) 生計を一にする事実

非居住者である配偶者に○を付けた場合のみ、送金金額等を入力します。

なお、送金金額を入力する場合は、通貨の単位も入力してください。

配偶者	(フリガナ) 氏名	個人番号	生年月日		
			年	月	日
		あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	老人控除対象配偶者	非居住者である配偶者	生計を一にする事実
				<input type="radio"/>	1,000,000円

配偶者	(フリガナ) 氏名	個人番号	生年月日		
			年	月	日
		あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	老人控除対象配偶者	非居住者である配偶者	生計を一にする事実
				<input type="radio"/>	10,000ドル

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額、判定及び区分Ⅱ

「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」、「判定」及び「区分Ⅱ」は、入力が進むと共に自動入力されます。そのため、これらの項目への入力は不要です。

4 合計所得金額の見積額の計算表

平成30年分 給与と所得者の配偶者控除等申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名
税務番号	給与の支払者の法人番号	あなたの住所又は居所

※ あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円を超え配偶者の合計所得金額の見積額が123万円を超える場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けることができません。
 ※ 合計所得金額の見積額の計算に当たっては、下表「合計所得金額の見積額の計算表」をご利用ください。

あなたの本年中の合計所得金額の見積額	円	判定	300万円以下 (A)	90万円超350万円以下 (B)	350万円超1,000万円以下 (C)	区分 I
--------------------	---	----	-------------	------------------	---------------------	------

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額	円	判定	10万円以下かつ年齢70歳以上(昭和41年以前生)	10万円以下かつ年齢70歳未満	10万円超35万円以下	35万円超123万円以下	区分 II
--------------------	---	----	---------------------------	-----------------	-------------	--------------	-------

(フリガナ) 氏名	個人番号	生年月日	配偶者の本年中の合計所得金額の見積額	円	判定	区分 II
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合は、あなたと配偶者の住所又は居所	本人控除対象配偶者	所得控除対象配偶者	生計同一の配偶者			

あなたの合計所得金額の見積額の計算表	所得の種類	収入金額等④	円	必要経費等⑤	円	所得金額(④-⑤)	円
	給与所得 (1)						
	事業所得 (2)						
	雑所得 (3)						
	配当所得 (4)						
	不動産所得 (5)						
	退職所得 (6)						
	(1)~(6)以外の所得 (7)						
	(1)~(7)の合計額						

配偶者の合計所得金額の見積額の計算表	所得の種類	収入金額等④	円	必要経費等⑤	円	所得金額(④-⑤)	円
	給与所得 (1)						
	事業所得 (2)						
	雑所得 (3)						
	配当所得 (4)						
	不動産所得 (5)						
	退職所得 (6)						
	(1)~(6)以外の所得 (7)						
	(1)~(7)の合計額						

区分 II										
	①	②	③	24万円超 94万円以下	24万円超 94万円以下	94万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下
A	480,000円	380,000円	380,000円	360,000円	210,000円	280,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円
B	320,000円	280,000円	280,000円	240,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円
C	160,000円	130,000円	130,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円
摘要	配偶者控除			配偶者特別控除						

配偶者控除の額	円
配偶者特別控除の額	円

(1) あなたの合計所得金額(見積額)

- 「所得の種類」ごとに「収入金額等④」と「必要経費等⑤」を入力します。
 なお、所得の種類については「VI 所得の区分」(P13~15)でご確認いただくとともに、その所得の種類の収入がない場合は、空欄のままで差し支えありません。
 おって、「収入金額等④」を入力した場合、必ず「必要経費等⑤」も入力してください(必要経費等がない場合、「必要経費等⑤」に「0」を入力してください。)
- 所得の種類(1)(給与所得)~所得の種類(5)(不動産所得)の「所得金額(④-⑤)」は自動入力されますので、これらの欄への入力不要です。
 なお、所得の種類(3)(雑所得)及び所得の種類(4)(配当所得)の「所得金額(④-⑤)」がマイナスとなる場合は、「0」が自動入力されます。
- 所得の種類(6)(退職所得)及び所得の種類(7)((1)~(6)以外の所得)の収入がある場合は、「VI 所得の区分」(P15)を参照し、所得金額を計算して「所得金額(④-⑤)」に入力してください。
 なお、所得の種類(6)(退職所得)の「所得金額(④-⑤)」欄は「(④-⑤)×1/2」又は「④-⑤」となり、所得の種類(7)((1)~(6)以外の所得)の「所得金額(④-⑤)」は、一時所得又は長期譲渡所得の場合は「所得金額×1/2」となります。
 おって、所得の種類(6)(退職所得)及び所得の種類(7)((1)~(6)以外の所得)は「収

入金額等④」と「必要経費等⑤」に入力されていても、「所得金額(④－⑤)」に入力がないと「(1)～(7)の合計額」が算出されませんので特にご注意ください。

- ・ 「(1)～(7)の合計額」は、所得の種類(1) (給与所得) ～所得の種類(7) ((1)～(6)以外の所得) の「所得金額(④－⑤)」の合計額が自動入力され、この結果に基づき、「区分Ⅰ」の判定が行われます。

なお、「所得金額(④－⑤)」の合計額がマイナスとなる場合は、「0」が自動入力されます。

(2) 配偶者の合計所得金額 (見積額)

入力要領については上記「(1) あなたの合計所得金額 (見積額)」に準じます。

なお、配偶者に収入がない場合は、「給与所得(1)」の「収入金額等④」欄に「0」を入力してください(「(1)～(7)の合計額」欄に「0」が記載されます。)

「(1)～(7)の合計額」に基づき、「区分Ⅱ」の判定が行われます。

ご注意

「あなたの合計所得金額 (見積額)」が1,000万円 (給与所得だけの場合は、給与の収入金額が1,220万円) を超える場合、又は、「配偶者の合計所得金額 (見積額)」が123万円 (給与所得だけの場合は、給与の収入金額が2,015,999円) を超える場合には、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。

これらの場合については「区分Ⅰ」にエラーメッセージ「1,000万円超です。」、「区分Ⅱ」にエラーメッセージ「123万円超です。」がそれぞれ表示されます。

なお、特定支出控除を受ける方は、この入力用ファイルを利用することはできません。

5 控除額の計算

平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

所轄税務署長

給与の支払者の名称(氏名)

給与の支払者の法人番号

給与の支払者の所在地(住所)

税務署長

(フリガナ) あなたの氏名

あなたの住所又は居所

◎ あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合は配偶者の合計所得金額の見積額が120万円を超える場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けることができません。
 ◎ 合計所得金額の見積額の計算に当たっては、下表「合計所得金額の見積額」をご利用ください。

あなたの本年分の合計所得金額の見積額

円 判定 300万円以下 (A) 300万円超350万円以下 (B) 350万円超1,000万円以下 (C) 区分 I

(フリガナ) 氏名

個人番号

生年月日

あなたと配偶者の住所又は居所が異なれば配偶者の住所又は居所

本人控除 配偶者控除 生計を一にする同居の親族控除

配偶者の本年分の合計所得金額の見積額

円

区分 II

① 10万円以下かつ年齢70歳以上(昭和11年以前生)

② 10万円以下かつ年齢70歳未満

③ 10万円超55万円以下

④ 55万円超120万円以下

あなたの合計所得金額の見積額の計算表

所得の種類	収入金額等③	必要控除等④	所得金額⑤-⑥
給与所得	(1)		
事業所得	(2)		
雑所得	(3)		
配当所得	(4)		
不動産所得	(5)		
退職所得	(6)		
(1)~(6)以外の所得	(7)		
(1)~(7)の合計額			

配偶者の合計所得金額の見積額の計算表

所得の種類	収入金額等③	必要控除等④	所得金額⑤-⑥
給与所得	(1)		
事業所得	(2)		
雑所得	(3)		
配当所得	(4)		
不動産所得	(5)		
退職所得	(6)		
(1)~(6)以外の所得	(7)		
(1)~(7)の合計額			


		区分 II										配偶者控除の額		
区分 I	判定	①	②	③	24万円超 95万円以下	24万円超 95万円以下	94万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	150万円超 155万円以下	155万円超 110万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	円	円
		A	配偶者控除	480,000円	380,000円	360,000円	360,000円	210,000円	280,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円
B	配偶者控除	320,000円	280,000円	260,000円	240,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円		
C	配偶者控除	160,000円	130,000円	120,000円	120,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円		

○ 配偶者控除の額及び配偶者特別控除の額

「区分I」の判定結果(「A」~「C」)及び「区分II」の判定結果(「①」~「④」)の組み合わせに基づき、「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」が求められ、控除額がそれぞれの欄に自動入力されます。

6 備考

平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書



所轄税務署長	給与の支払者の 名称（氏名）	(フリガナ) あなたの氏名	
	給与の支払者の 法人番号		
税務署長	給与の支払者の 所在地（住所）	あなたの住所 又は居所	

あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合は配偶者の合計所得金額の見積額が123万円を超える場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けることができません。
 合計所得金額の見積額の計算に当たっては、下表「合計所得金額の見積額の計算表」をご利用ください。

あなたの本年中の 合計所得金額の見積額	円	判定	<input type="checkbox"/> 900万円以下（A） <input type="checkbox"/> 900万円超950万円以下（B） <input type="checkbox"/> 950万円超1,000万円以下（C）	区分 I
------------------------	---	----	---	---------

(フリガナ) 氏名	個人番号	生年月日	配偶者の本年中の合計所得金額の見積額	円	区分 II
		年 月 日			
	あなたと配偶者の住所又は居所が 異なり2世帯の配偶者の世帯又は世帯	本人婚姻 再婚 再婚 生計を一 にする事			
			10万円以下かつ年齢70歳以上(65歳以上)	①	
			10万円以下かつ年齢70歳未満	②	
			10万円超95万円以下	③	
			95万円超123万円以下	④	

あなたの合計所得金額の見積額 (1)～(7)の合計額	配偶者の合計所得金額の見積額 (1)～(7)の合計額																																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>所得の種類</th> <th>収入金額等③</th> <th>必要控除等⑤</th> <th>所得金額(③-⑤)</th> </tr> <tr> <td>給与所得 (1)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業所得 (2)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑所得 (3)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配当所得 (4)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>不動産所得 (5)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>退職所得 (6)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)～(6)以外の所得 (7)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(1)～(7)の合計額</td> <td></td> </tr> </table>	所得の種類	収入金額等③	必要控除等⑤	所得金額(③-⑤)	給与所得 (1)				事業所得 (2)				雑所得 (3)				配当所得 (4)				不動産所得 (5)				退職所得 (6)				(1)～(6)以外の所得 (7)				(1)～(7)の合計額				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>所得の種類</th> <th>収入金額等③</th> <th>必要控除等⑤</th> <th>所得金額(③-⑤)</th> </tr> <tr> <td>給与所得 (1)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業所得 (2)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑所得 (3)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配当所得 (4)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>不動産所得 (5)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>退職所得 (6)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)～(6)以外の所得 (7)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(1)～(7)の合計額</td> <td></td> </tr> </table>	所得の種類	収入金額等③	必要控除等⑤	所得金額(③-⑤)	給与所得 (1)				事業所得 (2)				雑所得 (3)				配当所得 (4)				不動産所得 (5)				退職所得 (6)				(1)～(6)以外の所得 (7)				(1)～(7)の合計額			
所得の種類	収入金額等③	必要控除等⑤	所得金額(③-⑤)																																																																						
給与所得 (1)																																																																									
事業所得 (2)																																																																									
雑所得 (3)																																																																									
配当所得 (4)																																																																									
不動産所得 (5)																																																																									
退職所得 (6)																																																																									
(1)～(6)以外の所得 (7)																																																																									
(1)～(7)の合計額																																																																									
所得の種類	収入金額等③	必要控除等⑤	所得金額(③-⑤)																																																																						
給与所得 (1)																																																																									
事業所得 (2)																																																																									
雑所得 (3)																																																																									
配当所得 (4)																																																																									
不動産所得 (5)																																																																									
退職所得 (6)																																																																									
(1)～(6)以外の所得 (7)																																																																									
(1)～(7)の合計額																																																																									

	区分II											
	①	②	③	④								
				24万円超 94万円以下	94万円超 94万円以下	94万円超 100万円以下	100万円超 100万円以下	100万円超 110万円以下	110万円超 110万円以下	110万円超 120万円以下	120万円超 123万円以下	
区分I	A	480,000円	380,000円	380,000円	380,000円	210,000円	250,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円
	B	320,000円	250,000円	250,000円	240,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円
	C	150,000円	130,000円	130,000円	120,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円
摘要	配偶者控除			配偶者特別控除								

配偶者控除の額	円
配偶者特別控除の額	円

○ 備考

この項目は申告における必要項目ではありませんので、給与の支払者と申告者間でのメモとして、あるいは社員番号等を入力するなどして、ご自由に入力していただけます。

VI 所得の区分

「合計所得金額の見積額の計算表」の入力に当たっては、下記をご参照ください。

1 給与所得

(1) 給与所得

俸給、給料、賞与や賃金（パートタイマーやアルバイトとして支払を受けるものを含みます。）は給与所得となります。

(2) 給与所得の金額

給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額となります。

(注) この入力用ファイルに給与等の収入金額を入力すると、給与所得控除額及び給与所得の金額が自動計算されます。

2 事業所得

(1) 事業所得

農業、林業、水産養殖業、製造業、卸売業、小売業、金融業などのサービス業のほか対価を得て継続的に行う事業による所得は、事業所得となります。

(2) 事業所得の金額

事業所得の金額は、総収入金額から必要経費（収入を得るために必要な売上原価、販売費・一般管理費その他の費用）を控除した後の金額となります。

(注) 家内労働法に規定する家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人その他特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人（家内労働者等）の事業所得及び雑所得の必要経費の額の合計額については、65万円（収入金額を限度とし、他に給与所得がある場合には、65万円から給与所得控除額を控除した残額とします。）まで認められる特例があります。

3 雑所得

(1) 雑所得

原稿料や印税、講演料、放送出演料、貸金の利子、生命保険契約等に基づく年金など他のいずれの所得にも該当しない所得や恩給（一時恩給を除きます。）、国民年金、厚生年金、共済年金などの公的年金等は、雑所得となります。

(2) 雑所得の金額

雑所得の金額は、次の①及び②を合計した金額となります。

① 公的年金等に係る雑所得

収入金額から公的年金等控除額を控除した残額

(公的年金等控除額)

受給者の区分	その年中の公的年金等の収入金額(A)	控除額
年齢65歳以上の人 (昭和29年1月1日以前生)	330万円以下	120万円
	330万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 37万5,000円$
	410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 78万5,000円$
	770万円超	$(A) \times 5\% + 155万5,000円$
年齢65歳未満の人 (昭和29年1月2日以後生)	130万円以下	70万円
	130万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 37万5,000円$
	410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 78万5,000円$
	770万円超	$(A) \times 5\% + 155万5,000円$

② 公的年金等以外の雑所得

総収入金額から必要経費を控除した金額

(注) 家内労働者等の必要経費の特例については、上記「2 事業所得」の(注)と同様です。

4 配当所得

(1) 配当所得

株主や出資者が法人から受ける剰余金や、利益の配当、剰余金の分配、投資法人からの金銭の分配、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託以外のもの）及び特定受益証券発行信託の収益の分配などに係る所得は、配当所得となります。

(2) 配当所得の金額

配当所得の金額は、収入金額からその元本を取得するために要した負債の利子（株式等の取得のために借り入れた負債の利子のうち、その株式等の譲渡所得等に係るものを除きます。）を控除した金額となります。

(注) 配当所得のうち、源泉分離課税とされる私募公社債等運用投資信託及び特定目的信託（社債的受益権に限ります。）の収益の分配、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当等については、収入金額に含まれません。

5 不動産所得

(1) 不動産所得

不動産の貸付けに際して受け取る権利金や頭金、更新料、名義書換料も不動産所得になります。

(注) 借地権などの設定により一時に受ける権利金や頭金については譲渡所得や事業所得になるものがあります。

(2) 不動産所得の金額

不動産所得の金額は、総収入金額から必要経費（貸し付けた不動産についての修繕費、損害保険料、租税公課、減価償却費、借入金利子等）を控除した後の金額となります。

6 退職所得

(1) 退職所得

退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与などの所得のほか、社会保険制度等に基づく一時金などで退職所得となるものもあります。

(2) 退職所得の金額

退職所得の金額は、収入金額から次の退職所得控除額を控除した残額の2分の1（退職手当等が特定役員退職手当等に該当する場合には、収入金額から退職所得控除額を控除した残額）に相当する金額となります。

(3) 退職所得控除額の計算方法

勤続年数（A）	退職所得控除額
20年以下	40万円 ×（A）（80万円に満たない場合には、80万円）
20年超	800万円 + 70万円 ×（（A） - 20年）

（注） 障害者になったことに直接基因して退職した場合には、上記の金額に100万円を加算します。

7 1から6以外の所得

その他の所得には次のようなものがあります。

- ① 譲渡所得（土地、建物、機械、ゴルフ会員権、金地金、書画、骨とうなどの資産の譲渡による所得）
- ② 山林所得（山林（所有期間5年超）の伐採又は譲渡による所得）
- ③ 一時所得（賞金や懸賞当せん金、競馬・競輪の払戻金（営利を目的とする継続的行為から生じたものを除きます。）、生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金、遺失物拾得の報労金などによる所得）
- ④ 総合課税又は申告分離課税の対象となる利子所得
（注） 利子所得のうち預貯金の利子などの源泉分離課税の対象となるもの及び特定公社債の利子などの申告分離課税の対象となるもので確定申告しないことを選択したものは、収入金額に含まれません。
- ⑤ 申告分離課税の適用を受けた一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等（源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得等で、確定申告をしないことを選択した所得等は、収入金額に含まれません。）
- ⑥ 先物取引に係る雑所得等